

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会就業規則第38条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 職員が退職した場合においては、この規定により退職金を支給する。ただし、次の各号の一に該当するものについては、退職金を支給しない。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 勤続年数1年未満の自己都合退職した者

(支給額)

第3条 職員が退職（死亡による退職を含む）したときは、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程の規定による退職手当金及び社団法人埼玉県社会福祉事業共助会施行細則に定める退職共済金を支給する。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 勤続期間の計算において、1月未満の端数は1月とする。

(支給の制限)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、この規程による退職手当は支給しない。

- (1) 懲戒によって退職を命じられたとき。
- (2) 在職中禁錮以上の刑に処されたとき。

(支払いの時期)

第6条 退職金は、職員の退職日から2ヵ月以内に支払う。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。